

令和8年度旅行商品造成及び催行支援事業助成金Q & A

Q1 この助成制度は国、県、市町村その他公共団体及び公共的団体等の助成制度との併用は可能か。

A1 本事業については、他の助成金・補助金との併用は可能です。

Q2 岩手県外の旅行会社も対象となるか。

A2 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている事業者の場合、県内外問わず対象です。

・旅行者（第1種、第2種、第3種、地域限定） ・旅行者代理業を営む者

（参考）登録の種類

種 別		業 務 範 囲				登 録 要 件		登 録 行 政 庁 (申 請 先)
		企 画 旅 行			手配旅行	基 準 資 産	旅行業務取扱管理者の 選 任	
		募 集 型		受 注 型				
		海外	国内					
旅行者	第 1 種	○	○	○	○	30,000千円	必要	観光庁
	第 2 種	×	○	○	○	7,000千円	必要	都道府県
	第 3 種	×	△ (隣接市 町村等)	○	○	3,000千円	必要	都道府県
	地域限定	×	△ (隣接市 町村等)	△ (隣接市 町村等)	△ (隣接市 町村等)	1,000千円	必要	都道府県
旅行者代理業		旅行者から委託された業務				—	必要	都道府県

Q3 支店ごとに申請することは可能か。

A3 支店ごとの申請は可能です。ただし、1事業者当たりの助成上限額は、支店ごとではなく事業者単位での申請額の合計となります。

Q4 この事業の対象は募集型企画旅行のみか。

A4 募集型企画旅行のみ対象です。受注型企画旅行及び手配旅行は対象外です。

Q5 催行期間はいつからいつまでのものが対象か。

A5 令和8年9月15日（火）から令和9年2月28日（日）までです。

助成金交付決定前の事業着手（助成金を見込んだ旅行代金の割引を行う等）は行わないでください。

Q6 催行期間は、令和8年度旅行商品造成及び催行支援事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める期間にかかっているか。

A6 助成対象となる商品の催行期間は、催行するすべての期間が令和8年9月15日（火）から令和9年2月28日（日）までに催行される商品です（宿泊を伴う旅行の場合は、令和9年2月27日（土）宿泊分まで）。

助成対象となる商品の催行期間については、次の例を参考としてください。

（例） 令和8年9月15日（火）～令和8年9月17日（木） 対象

令和8年9月14日（月）～令和8年9月16日（水） 対象外

令和9年2月28日（日）～令和9年3月2日（火） 対象外

- Q 7 行程は、全て岩手県内で完結する必要があるか。
- A 7 北陸地域を発着とする旅行商品も助成対象としていることから、発着地は県外でも可能です。ただし、岩手県内の観光施設や観光スポットを2箇所以上訪問し、そのうち1箇所以上で有料観光コンテンツを利用することを必須要件とします。
- Q 8 協議会が指定したアンケートはいつ配られるのか。
- A 8 交付決定の通知（要綱第6の2）の際に送付します。
- Q 9 助成金は全額を旅行者に還元しなければならないのですか。
- A 9 全額を旅行者に還元する必要はありません。ただし、要綱第3(5)において、助成対象事業の要件として、募集媒体には、旅行者に対して旅行代金の一部を還元していることを明記することと定めているため、助成金の一部については旅行者へ還元する必要があります。
- Q10 別表にある、「その他会長が必要と定める書類」とは具体的に何を指すものか。
- A10 事業者から提出された書類の内容に疑義等が生じた場合において、会長が追加の書類が必要であると判断した場合に、個別に書類の提出を求めるものです。
- Q11 複数の商品を造成する場合、まとめて申請する必要があるのか。
- A11 必ずしもまとめて申請する必要はなく、助成金の公募期間内であれば、分割して申請することも可能です。ただし、1事業者当たりの助成上限額を超える申請はできません。
- Q12 1事業者当たりの助成上限額について、詳細を教えてください。
- A12 1事業者当たりの助成上限額に達するまでは、複数の旅行商品の申請が可能です。ただし、上限額に達した場合は、要件を満たす旅行商品であっても満額の助成を受けられない場合があります。なお、1商品当たりの助成額にも上限を設けているため、1商品のみで1事業者当たりの助成上限額に達することはありません。
- また、造成した複数の旅行商品の中に、要綱第4の2に該当する旅行商品と要綱第4の3に該当する旅行商品の両方が含まれる場合は、各旅行商品についてそれぞれの1商品当たりの助成上限額を適用して助成額を算定します。その上で、1事業者当たりの助成上限額については、助成額の大きい要綱第4の5に定める助成上限額（1,800,000円）を適用します。

(例1) A～Dの旅行商品を造成した事業者（要綱第4、要綱第4の2の場合）

	助成算定額	助成上限額 (1商品当たり)	助成額
A 60人	180,000円	180,000円	180,000円
B 80人(県北地域に宿泊)	400,000円	400,000円	400,000円
C 100人(沿岸地域に宿泊)	500,000円	500,000円	420,000円
D 120人(内陸地域の町に宿泊)	600,000円	500,000円	0円
助成金(合計)	1,680,000円	1,580,000円	1,000,000円

1商品当たりの助成上限額に達したため、対象の600,000円のうち、500,000円を支給する。

1事業者当たりの助成上限額を超えるため、対象の1,580,000円のうち、1,000,000円を支給する。

(例2) A～Eの旅行商品を造成した事業者(要綱第4、要綱第4の2、要綱第4の3の場合)

	助成算定額	助成上限額 (1商品当たり)	助成額
A 60人	180,000円	180,000円	180,000円
B 80人(県北地域に宿泊)	400,000円	400,000円	400,000円
C 100人(沿岸地域に宿泊)	500,000円	500,000円	500,000円
D 120人(内陸地域の町に宿泊)	600,000円	500,000円	500,000円
E 160人(北陸地域を発地)	960,000円	900,000円	220,000円
助成金(合計)	2,640,000円	2,480,000円	1,800,000円

1商品当たりの助成上限額に達したため、対象の600,000円のうち、500,000円を支給する。

1商品当たりの助成上限額に達したため、対象の960,000円のうち、900,000円を支給する。

1事業者当たりの助成上限額を超えるため、対象の2,480,000円のうち、1,800,000円を支給する。

Q13 旅行商品の催行後、計画した送客人数を満たしていない場合や、加算要件を満たしていない場合はどうなるか。

A13 要綱第7に定める重要な変更該当する場合は、事前に変更申請を行ってください。催行実績をもって助成金を交付します。

Q14 申請書や実績報告書の書き方が分かりません。

A14 提出前に記載内容に間違いがないかメールで確認することも可能ですので、ご希望の場合は事務局までお問い合わせください。

Q15 申請時の注意点を教えてください。

A15 先着順に審査の上、助成事業を決定するため、助成を希望する場合は早めに申請してください。

Q16 精算手続きの注意点を教えてください。

A16 事業実績を把握する書類等が不足している場合は、追加の書類提出を求めることとなり、審査に時間を要するため、書類提出前にご自身で確認の徹底をお願いします。

Q17 「協議会が指定したアンケートに回答を記入」とは、申請者である旅行会社が対象なのか、それとも旅行の参加者が対象なのか。

A17 申請者である旅行会社を対象とするものです。

Q18 具体的に補助対象となる岩手県内の観光地はどのようなものか。

A18 県や市町村等の公的機関の観光パンフレット等に掲載されている等、観光の目的として訪れる施設やアクティビティ、イベント(以下「施設等」)を対象としております。ウェブサイトでの掲載の場合は、単独の施設(コンテンツ)として紹介されていることが条件となります。以下、参考事例について紹介します。なお、下表に「対象となる施設等」として紹介されている施設であっても、休憩のみの立ち寄りの場合は対象外となりますので、ご注意ください。

対象となる施設等	対象とならない施設等
観光パンフレット等に掲載されている施設等 (例) ・道の駅 ※ 飲食及び土産品の購入を目的とした立ち寄り は対象だが、トイレ等の休憩の立ち寄りは対象 外とする。 ・温泉施設 ・登山及びハイキング(例：五葉山、みちのく潮風 トレイル等) ・体験コンテンツ(サッパ船乗船、地引網漁体験等)	観光パンフレット等に掲載されていない施設等 (例) ・産直施設 ・高速道路のサービスエリア ・児童公園 ・レストラン(チェーン店)

Q19 有料観光コンテンツとはどのようなものか。

A19 本事業における有料観光コンテンツとは、観光施設の入館料や体験プログラムの参加料、乗船料等、利用に当たり料金が発生する観光施設や体験コンテンツを指します。以下、参考事例について紹介します。

また、有料観光コンテンツとして取り扱うためには、当該施設等を利用したことが確認できる書類(領収書、請求書、利用明細書、入場券の半券の写し等)の提出が必要です。

対象となる例	対象とならない例
・観光施設の入館料・入場料 ・遊覧船・観光船の乗船料 ・サッパ船体験や漁業体験等の体験料 ・ガイド付きまち歩きや自然体験プログラムの参加料 ・伝統工芸体験、農業体験等の体験料 ・温泉施設の入浴料	・無料施設への立寄り ・自由散策のみ ・ <u>土産品購入代金</u> ・宿泊代のみ

Q20 旅行会社添乗員やバス運転手、写真屋等は対象となるのか。

A20 助成額は旅行者の宿泊人数に基づいて決定されることから、旅行会社添乗員やバス運転手、写真屋等は助成対象となりません。